○農林水産省告示第六百五十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十四日から施行する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年五月十五日農林水産省告示第六百五十三号（乾めん類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における乾めん類についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百五十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランドＳＬＴＶ25	213039	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランドＣＣＨＰＳ―ＣＡＢ―Ｓ	213040	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省環境省告示第五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

1　承認番号　14―46Ａ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人農業生物資源研究所 理事長　廣近　洋彦 茨城県つくば市観音台２丁目１番地２
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	緑色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ（*HC-EGFP, Bombyx mori*）（HC-EGFPぐんま×HC-EGFP 200）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離飼育区画における幼虫の飼育（３齢幼虫期以降から繭の形成まで）並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	隔離飼育区画の所在地　：茨城県つくば市大わし１番地２ 隔離飼育区画の名称　：独立行政法人農業生物資源研究所 遺伝子組換えカイコ飼育調査区画 使用等期間　：承認日から平成29年３月31日まで 隔離飼育区画内の施設の内容：別に定める「隔離飼育区画の施設内容及び受容環境」のとおりとする。 隔離飼育区画の要件： 1　次に掲げる設備を有すること。 ⑴　施設内への部外者の立入りを防止するため、遺伝子組換えカイコを隔離して飼育するための遺伝子組換えカイコ飼育調査区画（以下「隔離飼育区画」という。）を取り囲むようにネット（高さ４ｍ）を設置し、その外側に金属製フェンス（高さ1.5ｍ）を設置している。 ⑵　遺伝子組換えカイコを飼育する区画であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離飼育区画内の条桑飼育室は屋根、壁、戸及び窓を備え、開閉可能な窓及びシャッター並びに換気口には４㎜目以下の網を張っている。 ⑷　飼育室は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定に係る自治体における適合を満たしている。 ⑸　不活化処理で用いる冷凍庫（－30℃～－20℃設定）又は乾燥機（60℃設定）の設置は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づく第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が講じられた区画とする。 2　次に掲げる事項を遵守すること。 ⑴　別に定める作業要領に従う。 ⑵　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑶　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるにいたった場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○国土交通省告示第五百五十三号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

平成二十六年五月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路の種類	路線名	区間	備考
一般国道	四百八号	真岡市寺内字大野原千二百十四番一から同市長田字反町二百三十九番五まで	常磐自動車道と東北自動車道を連絡する道路
一般国道	二百五十三号	群馬県吾妻郡東吾妻町大字植栗字山窩根三百九十番一から同郡六合村大字赤羽字不二塚百七十番一まで	上沼田・渋川地域の一部を含む圏域を連絡する道路
一般国道	百四十号	甲府市和戸町通四丁目十八番から笛吹市石和町広瀬字田中百七十四番三まで	甲府都市圏の一部を環状する道路